

第3章 災害応急対策

災害発生時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について明らかにする。実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年、必ず訓練などにより検証を行う。

第1節 災害時応急活動

体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにする。

1 活動体制の確立

効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図る。

(1) 初動体制の確立

ア 市域内に災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、予め定める動員計画により職員を非常召集し、初動の活動体制を整える。

イ 初動活動体制

市は、本計画第2章第4節に定める「配備基準」により配備体制をとる。

ウ 職員災害時対応マニュアルに基いた職員の参集

参集までに要する時間を想定し、初動対応行動計画策定

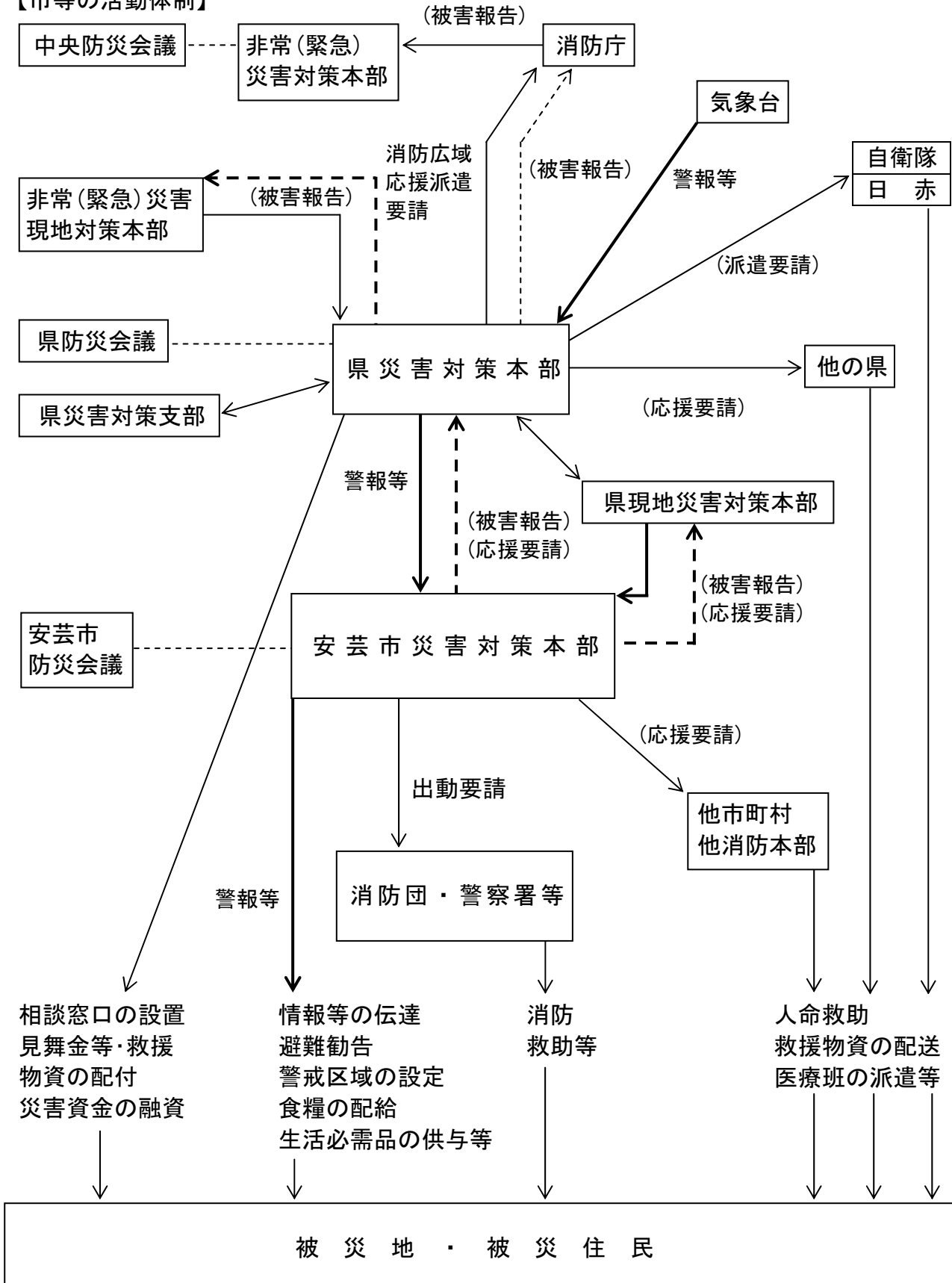
(2) 活動体制の拡大

ア 被害の規模が拡大するなど、情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行う。

イ 安芸市災害対策本部の設置

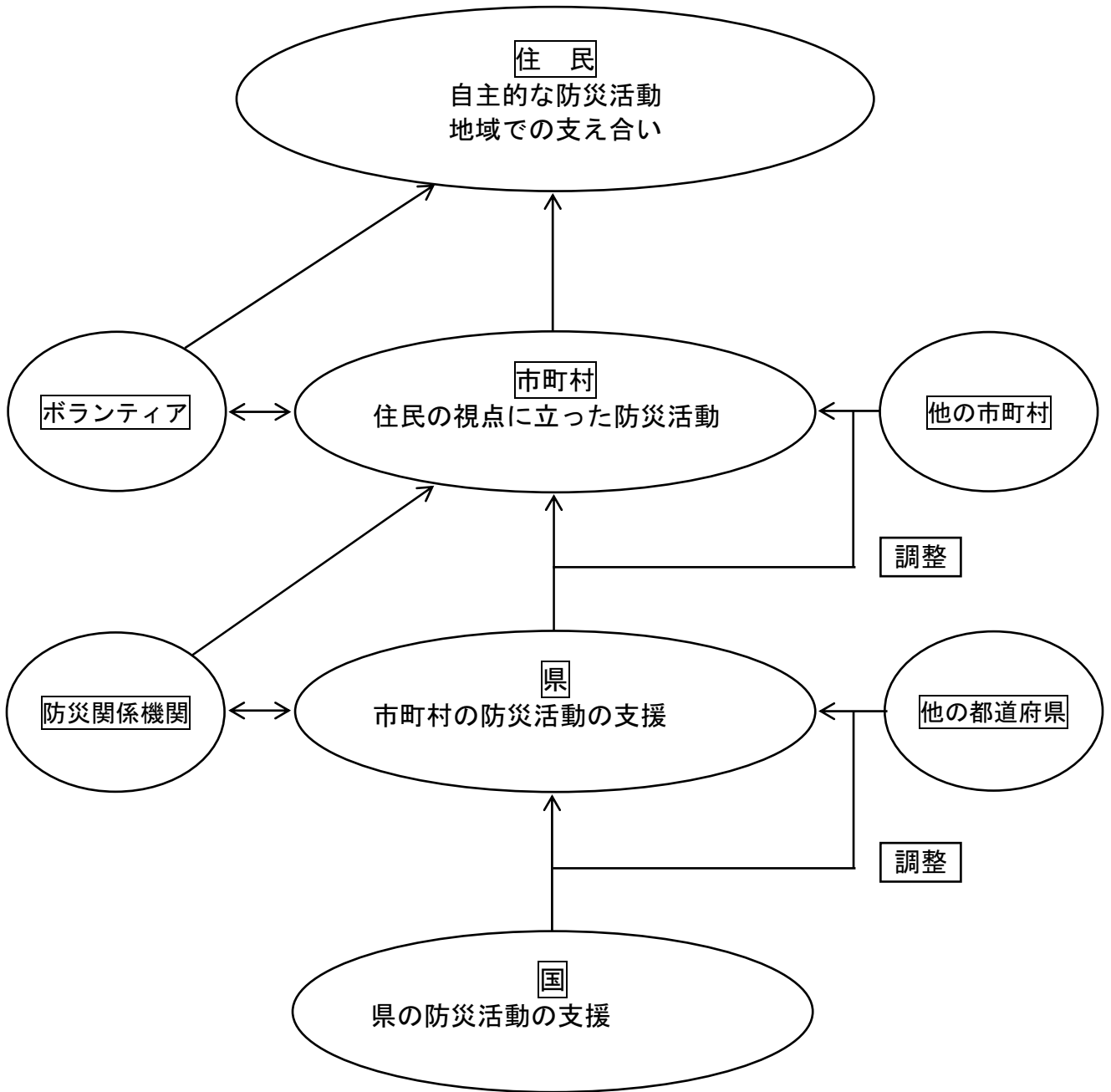
市は、大規模な災害が発生したときは、災害対策本部を設置して応急対策を実施する。なお、「安芸市水防本部」は、災害対策本部の一部として吸収されるものとする。

【市等の活動体制】



【防災関係機関の活動体制】

→ 応援
↔ 協力



第2節 情報の収集・伝達

災害応急対策活動のため、気象予報、警報及び災害情報等の収集に万全を期すとともに、速やかに関係機関及び住民に伝達、周知する。

1 気象予警報等の伝達

(1) 気象予警報等

ア 気象予警報等の発表

高知地方気象台は、気象現象等により災害が発生するおそれがある場合には、気象予警報を発表して注意を喚起し、警戒を促す。

イ 予警報等の種類と発表基準（別表1、別表2）

(ア) 注意報 県内のいずれかの地域において災害が発生するおそれがある場合に発表する。

(イ) 警報 県内のいずれかの地域において重大な災害が発生するおそれがある場合に発表する。

(ウ) 特別警報 県内のいずれかの地域において数十年に一度の災害が発生するおそれがある場合に発表する。

(エ) 気象情報 顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨、高波に関する気象情報や、記録的短時間大雨情報等がある。

ウ 予警報等の地域区分

災害が発生すると予想される地域を技術的に特定し、それが防災上必要と考えられた場合には、高知地方気象台より、注意報・警報を発表する。

エ 土砂災害警戒情報

土砂災害の恐れがある場合には、高知地方気象台と高知県土木部防災砂防課とが連携して、市に土砂災害警戒情報を発表する。

(別表1)

警報・注意報発表基準一覧表

平成30年5月30日現在
発表官署 高知地方気象台

安芸市	府県予報区	高知県		
	一次細分区域	東部		
	市町村等をまとめた地域	安芸		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	27	
		土壌雨量指数基準	221	
	洪水	流域雨量指数基準	伊尾木川流域=36.8, 小谷川流域=10.5, 安芸川流域=37.1, 穴内川流域=12.2, 赤野川流域=14.6, 帯谷川流域=11.6, 江川川流域=16.4	
		複合基準*1	穴内川流域=(13, 10.9), 帯谷川流域=(13, 10.4), 江川川流域=(13, 14.7)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	25m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	2.0m		
注意報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	165	
	洪水	流域雨量指数基準	伊尾木川流域=29.4, 小谷川流域=8.4, 安芸川流域=29.6, 穴内川流域=9.7, 赤野川流域=11.6, 帯谷川流域=9.2, 江川川流域=13.1	
		複合基準*1	安芸川流域=(10, 16.8), 穴内川流域=(8, 9.7), 赤野川流域=(14, 9.3), 帯谷川流域=(8, 9.2), 江川川流域=(8, 13.1)	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	12m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う
			海上	15m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高	3.0m	
	高潮	潮位	1.2m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度 40%で実効湿度 60%		
なだれ	積雪の深さが50cm以上あり次のいずれか			
	1 降雪の深さ20cm以上			
	2 最高気温が2℃以上			
低温	3 かなりの降雨			
	最低気温-5℃以下*2			
霜	3月20日以降の晩霜			
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ: 20cm以上 気温: -2℃~2℃			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	120mm		

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

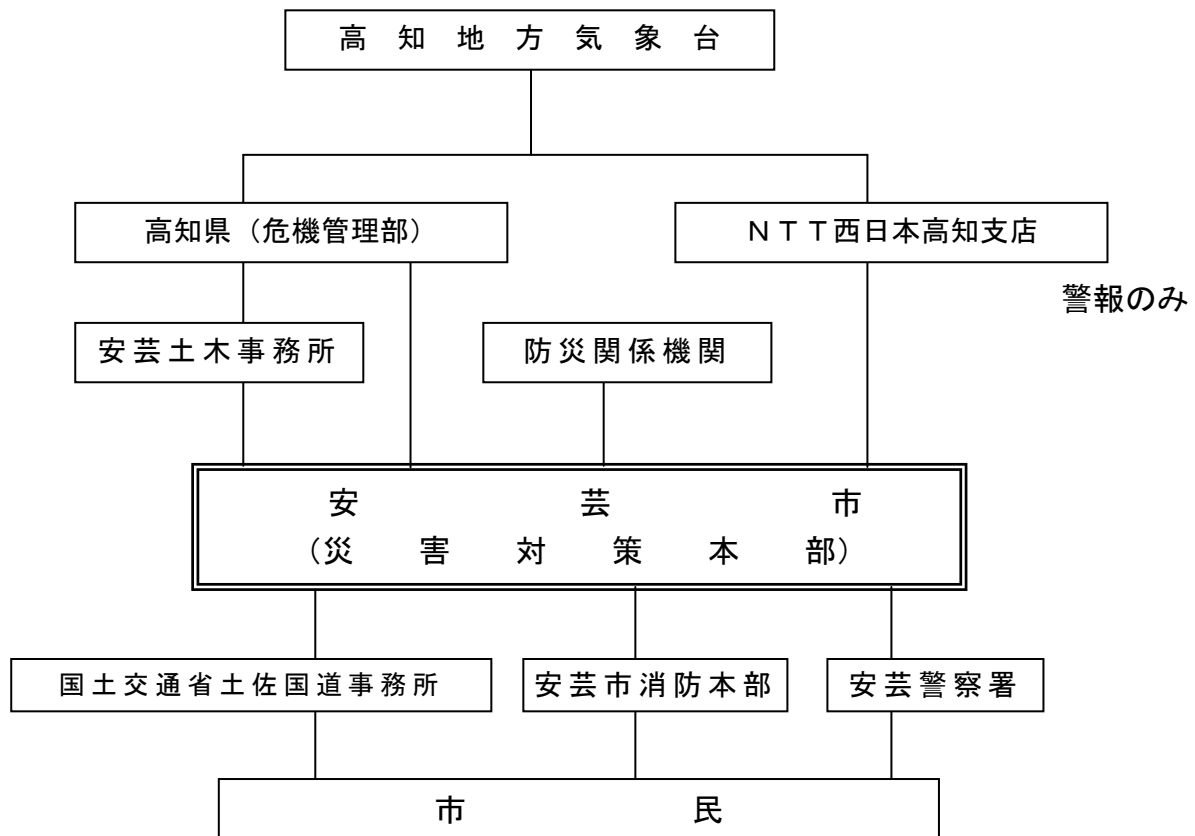
*2 気温は高知地方気象台の値。

(別表2)

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(2) 気象予警報等の伝達

気象台及び県から通報を受けた市は、市防災行政無線、広報車等を利用し、住民に対して予警報等を伝達する。また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知するものとし、災害時要配慮者への周知については、特に配慮する。



2 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがあるような次の現象を発見した者は、その旨を遅滞なく市長、施設管理者、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ高知地方気象台、県（危機管理部）及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図る。

(1) 水害（河川、海岸、ため池等）

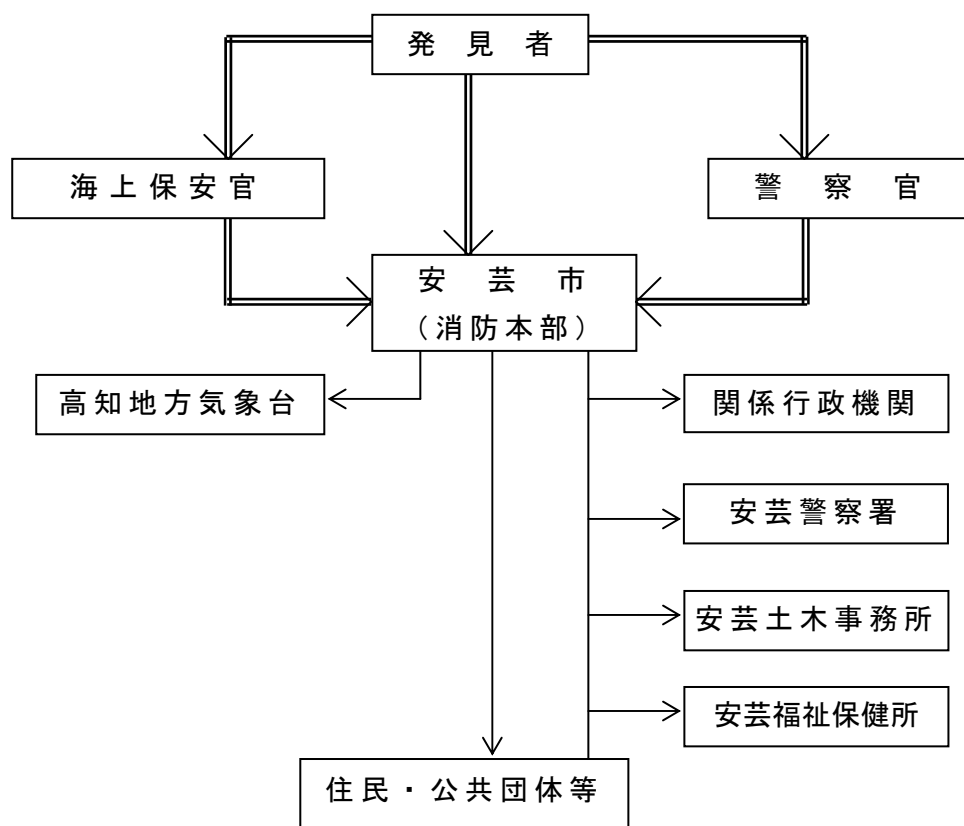
堤防の亀裂又は欠け・崩れ・堤防からの溢水等。

(2) 土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、湧き水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下等。

(3) 異常気象現象

異常潮位、異常波浪、竜巻等異常な気象現象等。



3 勤務時間外における取扱い

- (1) 夜間・早朝・休日等勤務時間外における気象予警報、通報は当直者又は消防署が受理する。
- (2) 消防署員は受理した気象予警報等を直ちに消防署長に報告し、指示を受ける。
- (3) 市役所当直者に連絡のあった場合は、消防署に連絡するとともに、防災担当課長に報告する。

第3節 災害状況等の調査及び報告

災害応急対策活動の実施のため、災害情報の収集に努めるとともに、速やかに関係諸機関に伝達する。

1 被害状況の調査と調査実施者

- (1) 被害状況の調査は、災害応急対策活動及び災害救助法適用の判断並びに適用後の措置等の基本となるものなので、調査担当係相互の連絡を密にし、各部（班）の協力により、調査の脱漏重複のないよう十分注意するとともに、速やかに実施する。
- (2) 被害状況の調査実施については、災害対策本部設置前にあつては各課で所管事項について調査し、防災担当課において取りまとめるものとし、同本部設置後にあつては、各部において調査し、本部事務局情報班において取りまとめる。
- (3) 被害が甚大であり市において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため市が単独ではできないときは、関係機関等に応援を求めて行う。
- (4) 防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報収集を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県へ報告する。

2 被害状況の報告

(1) 県への報告

- ア 市は、災害状況を県に報告をする。
- イ 通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告をする。県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。
- ウ 報告は、高知県防災情報マルチネットワークシステムを優先利用する。

国（総務省消防庁）の連絡先

平日（9：30～17：45）

- ・ 消防庁窓口：消防庁応急対策室
- ・ NTT回線：03-5253-7527（電話）
- ・ NTT回線：03-5253-7537（FAX）

夜間（上記以外）

- ・ 消防庁窓口：宿直室
- ・ NTT回線：03-5253-7777（電話）
- ・ NTT回線：03-5253-7553（FAX）

(2) 報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 法令等により県知事に報告しなければならないと定められているもの
- ウ 市が災害対策本部を設置したもの
- エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大発展するおそれのあるとき。
- オ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき。
- キ その他特に県から報告を指示されたもの

(3) 報告事項

- ア 災害の概況
災害が発生した場所、日時、種別等の概況
- イ 被害の概況
特に死者、行方不明者、被災者の状況
- ウ 応急対策の状況
特に救助、避難、警戒等の状況
- エ 市対策本部（水防本部を含む）を設置又は解散したとき
- オ 市長が自ら災害に関する警報を発したとき
- カ 避難の勧告、指示を行なったとき及び避難所を開設したとき
- キ そのほか必要事項

(4) 報告の種類、様式

- ア 通常報告
各部は、被害状況を毎日取りまとめ総務部に報告し、総務部はその結果を取りまとめ本部長に報告する。
- イ 緊急報告
市長は、人身・家屋等に被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき並びに避難等の応急対策を実施したときは、直ちに次の事項について報告するものとする。
 - (ア) 発生日時
 - (イ) 発生場所
 - (ウ) 災害の状況、応急措置の概要
 - (エ) その他参考となる事項
- ウ 中間報告及び確定報告
市長は、災害の拡大に伴う被害の状況を調査し、集計のつど報告するとともに、被害が確定したときは遅滞なく確定報告を行うものとする。

(5) 災害の被害認定基準

この計画における被害の程度、区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、被害状況認定基準（別表8）による。

第4節 通信連絡

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、機能の確認および復旧、災害情報の収集、その他災害応急対策等の通信連絡については、次のとおりとする。

1 機能の確認と応急復旧

- (1) 県、市等の防災関係機関は災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (2) 西日本電信電話株式会社は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努める。

2 通常の状態における通信連絡

通常の状態における通信連絡は、NTT回線、市防災行政無線及び県防災行政無線を活用して行う。

3 災害時における通信の確保

高知県防災行政無線の通信網に属する機関については、原則として防災行政無線によって通信連絡を行うものとする。

(1) 公衆電気通信施設の利用

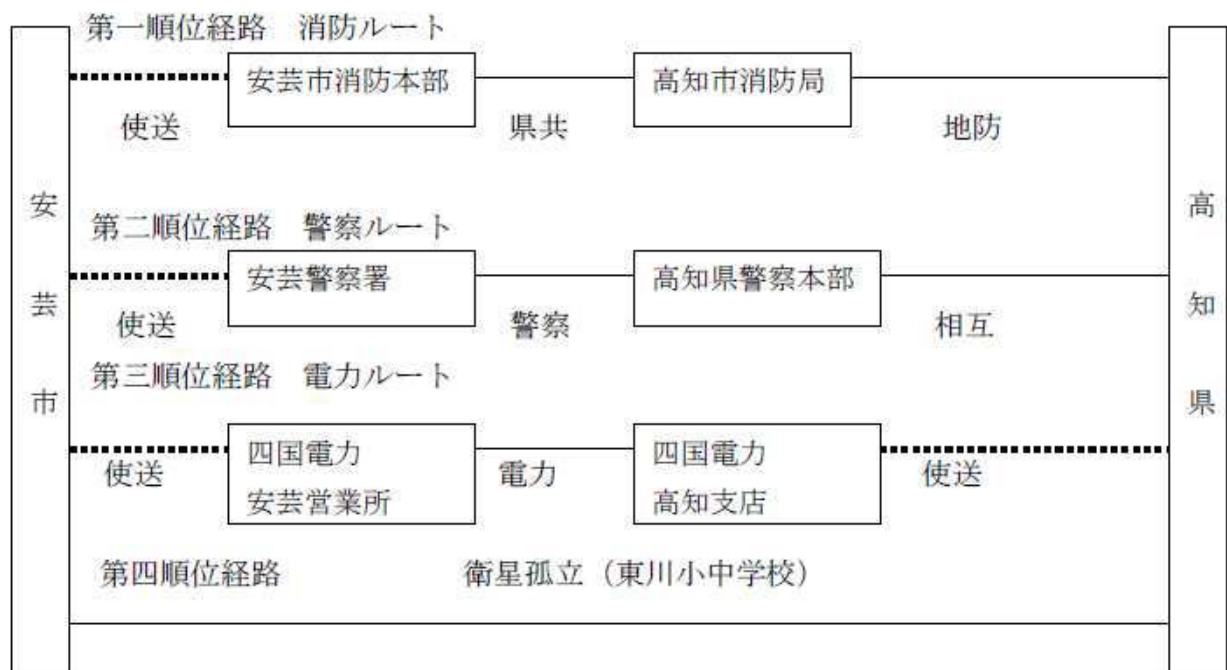
ア 電話及び電報

電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用し、これにより通信を行う。

イ NTT孤立防止用無線電話

(2) 非常無線通信の運用

災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合、又これを利用することが著しく困難な場合は、次に記載する他の無線施設者に依頼し非常無線通信により行う。



4 通信施設の種別及び設置場所

(1) 有線通信施設

NTT加入一般電話

(2) 無線通信施設

ア 安芸警察署

イ 四国電力(株)安芸営業所

ウ アマチュア無線局

5 防災行政無線の整備

災害情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、安芸市防災行政無線局が整備されているが、今後同報系無線も整備する。

安芸市防災行政無線局の構成(付属資料B IVの5参照)

第5節 応援要請

本部長は、自らの対応能力では、対応できない場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施する。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心掛ける。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行う。

1 行政関係機関への応援要請

(1) 応援要請の種別

[市]

- 他の市町村への応援要請（災害対策基本法第67条、高知縣市町村災害時相互応援協定等）
- 県への応援要請（災害対策基本法第68条、68条の2）
- 指定行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）
- 他の都道府県の市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援要請（大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱）
- 緊急消防援助隊への応援要請（緊急消防援助隊運用要綱第6条）

[消防機関]

- 他の消防機関への要請（高知県内広域消防相互応援協定等）

[県警察]

- 広域緊急援助隊への要請（警察庁及び四国管区警察局の指示、調整に基づき要請措置を実施）
- 他の都道府県警察等への要請（警察法第60条第1項）

[県]

- 他の都道府県への要請（災害対策基本法第74条、四国四県の災害の広域応援に関する協定、中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定）
- 自衛隊への災害派遣要請（自衛隊法第83条第1項）
- 消防庁への緊急消防援助隊等の要請（消防組織法第44条）
受入れは、緊急消防援助隊要綱の受援計画に基づく
- 指定行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法第1項）
- 指定行政機関及び指定地方行政機関等への要請（応急措置の実施の要請）

[指定行政機関、指定地方行政機関]

- 指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村への要請（災害対策基本法第

80条第2項)

緊急消防援助隊の応援要請先及び連絡先

○県知事への応援要請先

- ・高知県庁：危機管理部消防政策課
- ・NTT回線：088-823-9318
- ・NTT回線：088-823-9253（FAX）
- ・県防災行政無線電話：72-2092
- ・県防災行政無線電話：72-9253（FAX）

○消防庁長官への応援要請先（県知事と連絡が取れない場合）

平日（9：30～17：45）

- ・消防庁窓口：消防庁応急対策室
- ・NTT回線：03-5253-7527（電話）
- ・NTT回線：03-5253-7537（FAX）

夜間（上記以外）

- ・消防庁窓口：宿直室
- ・NTT回線：03-5253-7777（電話）
- ・NTT回線：03-5253-7553（FAX）

(2) 要請の基準

本部長は、次に該当すると認められたときは、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請する。

- ア 各班及び各部間の相互応援をもってしても、応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- イ 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合
- ウ その他本部長が応援要請の必要があると認めた場合

(3) 応援の方法

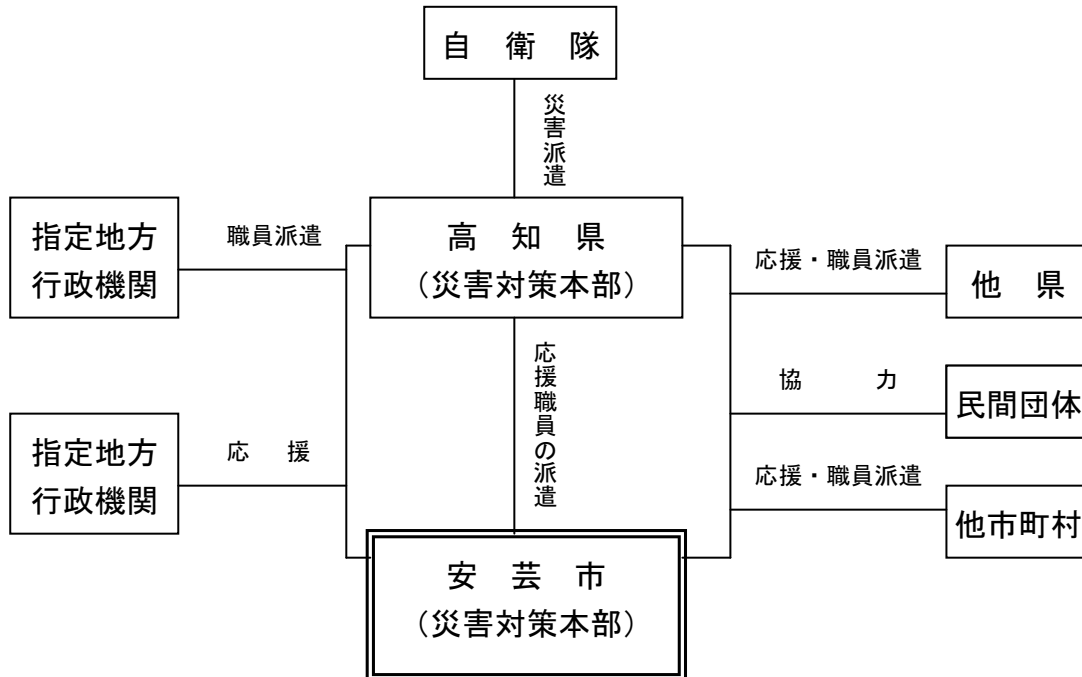
応援又は応援のあつせんを求める場合は、口頭又は電話でもって要請し、後日文書により改めて処理する。

(4) 自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊の派遣を要請する場合は、本計画第3章第30節自衛隊への派遣要請に基づき県知事へ要請する。

2 災害関係民間団体等に対する応援要請

災害発生時に、市内にある防災関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に実施するため、これらの団体に応援要請方法について定めておく。(付属資料BⅢの2参照)



第6節 広報活動

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、適切にして迅速に情報を提供し、広報活動を行うことにより、災害復旧対策活動を効果的に実施し、民心の安定を図るとともに、その被害拡大防止のため、次により災害広報活動を行う。

特に、被災地区住民に対してはあらゆる方法を講じて、遅滞なく詳細な情報を提供する。

1 広報実施責任者

広報責任者は情報班長とする。

2 災害広報

広報は、有線放送、広報車、消防無線、報道機関及び印刷物等（ポスター、チラシ、広報紙等）により積極的に行う。

(1) 防災関係機関の体制並びに活動状況

(2) 気象情報

余震関連情報等

(3) 被害状況の概要

ア 人的、物的被害

イ 公共施設被害等

(4) 安否情報

死亡者の情報

(5) 市民に対する協力要請及び注意事項

(6) 災害応急対策の実施事項

(7) 生活情報

ア 電気、電話、ガス、水道等の復旧状況

イ 避難所情報

(8) 住宅情報

ア 仮設住宅

イ 住宅復興制度

(9) 医療情報

ア 診療可能施設

イ 心のケア相談

(10) 福祉情報

ア 救援物資

イ 義援金

ウ 貸し付け制度

(11) 交通関連情報

ア 道路規制

イ バス、鉄道、船舶、航空機の状況

(12) 環境情報

災害ごみ

(13) ボランティア活動情報

(14) その他必要な事項

ア 融資制度

イ 各種支援制度

ウ 各種相談窓口

3 庁内広報

各種の問い合わせに対応できる総合的な問い合わせ窓口を設置する。又、住民からの問い合わせに対し、誤った情報の提供による混乱のないよう、適宜の方法により、職員に対し災害の規模、今後の動向及び予想を知らせる。

4 報道機関への協力

報道機関に対する広報資料の積極的な提供により、住民への広報を図る。なお、放送局における市からの放送要請は、県における「災害時における放送要請に関する協定」に準じる。

5 広報資料の作成、収集

本章第2節情報の収集及び伝達計画により、各班が収集した情報資料その他必要に応じ被災現地にて取材した資料をもとに広報資料を作成する。

第7節 警戒活動

市、県はじめ防災関係機関は、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行う。

1 実施責任者 各機関

2 実施内容

警戒活動について、本計画にない事項は、安芸市水防計画に基づいて実施する。

(1) 気象等の観測情報の収集・通報

県、国土交通省四国地方整備局及び高知地方気象台と連携して気象等の観測情報を収集し、状況に応じた警戒体制をとる。

ア 河川・ため池水位

(ア) 市は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、観測した河川の水位を県及び関係機関へ通報する。

(イ) ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、市及び県に水位状況を通報するものとする。

イ 潮位

(ア) 市は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は異常な越波を認められた時は、その状況を県に通報する。

(2) 水防活動

ア 市は、消防団に準備又は出動の命令を出し次の水防活動を行う。

(ア) 水防に必要な資機材の点検整備

(イ) 市域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報

(ウ) 重要箇所を中心とした巡回

(エ) 異常を発見したときの水防作業と県への通報

(オ) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

イ 在港船舶の対策指導

市又は県は高知海上保安部と連携して、港内の在港船舶の対策指導を行う。

(3) 災害警戒活動

ア 市及び県は危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

イ 市は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定する。

ウ 市は、高知地方気象台が発表した高波に関する気象情報を受け取ったときは、必要な情報を住民に周知し、警戒活動を行う。

第8節 避難及び避難場所

災害発生時に危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めたときは、避難準備情報の発表や避難勧告及び避難指示を速やかに実施し、誘導を行う。

市が実施できない場合には、県等が代行して避難勧告及び避難指示等を実施するものとする。また、避難の必要がなくなった時は速やかにその旨を伝えるものとする。

さらに、危険地域における住居者等の避難のために立ち退き勧告、指示、避難道路、避難場所の指定や避難所の設置運営について定める。

1 実施責任者

- (1) 市長（災害対策基本法第60条）又はその権限の委任を受けた市の吏員
災害全般について、急傾斜地崩壊について
- (2) 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）
災害全般について
- (3) 水防管理者「市長」（水防法第29条）
洪水、高潮について
- (3) 知事又はその権限の委任を受けた県職員（水防法第29条及び地すべり等防止法第25条）
洪水、高潮及び地すべりについて
- (5) 自衛官（自衛隊法第94条）
災害全般について

2 避難の勧告、指示区分の基準

- (1) 避難の勧告
 - ア 危険予想河川がはん濫注意水位（警戒水位）を突破して、溢水、決壊のおそれがあるとき。
 - イ 津波警報が発令され、津波来襲のおそれがあるとき。
 - ウ 地すべり、山崩れ、がけ崩れ等の兆候が現れ、その発生のおそれがあるとき。
 - エ 火災が発生し、気象状況その他により火災が拡大するおそれがあるとき。
- (2) 事前避難
大雨、洪水、暴風警報等が発令され、災害が発生し、又は発生する事が予想されるとき。
- (3) 緊急避難
火災、洪水、地すべり等による被害が目前にせまっていると判断されるとき。
- (4) 収容避難

事前避難及び緊急避難した避難場所に、危険が生じたため他の安全な避難所に避難させるとき、又は救出者を安全な場所に避難させるとき。

(5) 自主避難

上記の基準は、市民に事前に周知しておき、通信の途絶等で勧告、指示の伝達ができない場合も市民が自主的に避難できるようにしておく。

3 避難勧告、指示の伝達方法

(1) 勧告、指示伝達方法

避難のための勧告又は指示は本部長が行い、伝達は情報班長を責任者とし、下記のいずれかの方法により、時期を失しないよう市民に迅速かつ確実に周知させる。

ア 広報車他広報使用可能な車両

イ 防災行政無線

ウ 報道機関への協力要請

エ メール

オ 各戸訪問（特に夜間停電時及び豪雨、暴風雨時や災害時要配慮者の支援のため、警察官、消防団員、自治会等に協力を依頼）

カ その他、警鐘、サイレン等

(2) 勧告、指示伝達事項

ア 関係地域名

イ 危険状態

ウ 避難先及び避難場所名

エ 避難経路

オ 準備・注意事項

(3) 県・関係機関への報告、連絡

県に報告するものとともに、必要に応じ防災関係機関等に対して連絡を行う。

ア 国、県等の関係出先機関

イ 警察署又は駐在所

ウ 避難場所として利用する学校等の施設の管理者

4 避難順位

避難に当たっては、傷病者、障害者、老人、幼児等を優先的に避難させる。

5 携帯品の制限

避難者は避難、立退きに当たっては、安全な避難を第一として携帯品は最小限度に制限し、過度な携行品及び避難後調達できるものは除外する。（現金、貴重品、印鑑、食糧2食分程度、水筒、タオル、石鹸、ティッシュ、着替え、懐中電灯、救急薬品、

携帯ラジオ等)

6 避難の準備

避難の準備についてはあらかじめ次の事項を周知徹底しておく。

- (1) 火気危険物等の始末
- (2) 大雨、洪水に備えての家屋の補強、家財の移動
- (3) 事業所、工場にあっては、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置
- (4) 携帯品の準備
- (5) 氏名票、(住所、氏名、年齢、血液型等)の準備

7 避難の誘導

避難は原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、実施責任者が誘導する。なお、避難の誘導については、次の点に留意する。

- (1) 救助班と防衛部があたり、警察官、消防団員及び民間協力機関等の協力により実施する。
- (2) 避難の順位
- (3) 避難場所を住民に周知させるため、広報伝達することは勿論、経路要所ごとに標示板によって経路を図示するように努める。特に危険地点には、縄張り等により危険防止をするほか、必要に応じ誘導者を配置する。

8 移送の方法

避難は各自行うことを原則とするが、移送のため車両、舟艇等を必要とするときは、現地で調達できる場合を除き、直ちに救助班長が要請して確保する。

9 避難所の指定及び開設等

(1) 避難所の指定(別表2)

避難所を指定したときは、公示及び広報等により、住民に場所を周知する。

(2) 避難所の開設及び管理

避難所を開設したときは、直ちに公示及び広報等により、被災者に場所を周知する。避難所の開設及び管理は、民生部長を責任者とし、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所に避難所担当職員を派遣駐在させ、管理及び収容者の保護にあたる。また、避難所内に「福祉避難室」等を設置し、災害時要配慮者に配慮したスペースの確保に努める。

(3) 避難所の防疫

避難所の防疫活動は、衛生班が実施するものとし、伝染病等の発生防止を図る。

(4) 避難状況の記録

避難所担当職員は、次の各種記録を行う。

- ア 収容台帳
- イ 避難所用物品受払簿
- ウ 避難所設置及び収容状況
- エ 支払及び受払証拠書類

10 避難の後の警備

避難後の住家・財産等の保護は、民生安定に寄与するところが大きいので、その対策は警察署等と協議のうえ、警察官若しくは災害対策本部長の指定した者がこれにあたるものとする。

また、避難所における秩序保持も同様とする。

11 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校、社会福祉施設、病院、保育所等多数の児童、乳幼児、病人を収容している施設にあつては、平常時において避難計画を立て、市、消防署、警察署等との連絡を密にしておくものとする。

学校等の管理者は、避難勧告、指示の伝達を受けたときは、所定の避難場所に避難させるものとし、その要領については該当管理者においてあらかじめ定めておくものとする。

(1) 学校

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領、措置（乳幼児、低学年、障害児）
- オ 避難者の確認方法
- カ 保護者等への引渡方法

(2) 社会福祉施設等

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領、措置（入所者の輸送等）
- オ 避難所の設定及び収容方法
- カ 避難者の確認方法
- キ 家族等への引渡方法
- ク 避難誘導者名簿

第9節 救助活動

災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

1 消防活動

(1) 実施責任者

市

(2) 実施内容

- ア 住民、自主防災組織は、周辺地域の初期消火に努める。
- イ 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。
- ウ 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をするものとする。

2 救急・救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制する。

人命救助活動は、市が行い、県等他の機関は、市の活動に協力することを基本とする。災害発生時の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施することに努める。

(1) 実施機関

ア 実施責任者

市（防衛部）、県、県警察、海上保安部、自衛隊

イ 救助の必要が生じたときは、対策本部長の指示により、状況に応じた救助隊を編成し、消防団員の協力を得て実施する。市のみでは実施が困難な場合は、地方事務所、警察その他関係機関に応援を要請して実施する。

ウ 救助隊に捜索班と収容班を設置する。

(2) 実施内容

- ア 住民、自主防災組織は、地域の救助活動に努めるものとする。
- イ 市、県、県警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。
- ウ 海上における救助活動は、主として海上保安部が実施するものとする。
- エ 県は、必要に応じ、迅速に自衛隊に災害派遣要請を行うものとする。
- オ 県警察は、必要に応じ、迅速に広域緊急援助隊の援助要請を行うものとする。

(3) 救助を必要とする該当者

- ア 火災の際に、火中に取り残された者
- イ 地震等の災害により、家屋等の下敷きになった者
- ウ 水害等により、家屋とともに流されたり、孤立した地点に残された者
- エ 山津波により、生き埋めになった者

- オ 災害のため、行方不明の状態にあり、諸般の状況から生存が推定される者
- カ 行方は判明しているが、生死不明の状態にある者
- キ その他、救助が必要と認められる者

(4) 救助の方法

- ア 被災者の救助作業は、緊急を要するため直ちに救助隊を編成し、実施する。
- イ 救助作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、自衛隊、警察署、海上保安部その他関係機関の協力を得て救助に当たる。
- ウ 救助後は速やかに病院又は医療機関へ収容する等救助者の救護に当たる。

エ 救助活動

救助隊は、災害実施本部及び関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、捜索班及び収容班を指揮して被災者の捜索及び収容を行なわせるとともに、捜索及び収容の現況や氏名、人員を調査のうえ本部長に報告する。

(ア) 捜索班

救助隊長(防衛部長)の指揮のもとに災害現場における救助者の捜索を行う。捜索は発見のみにとどまらず、水害時の河川、海中にある者又は交通事故等により救助を要する者を搬出し、収容班に引き渡す。

(イ) 収容班

救助された者を収容し、医療を要する場合は、本章第15節「医療救護計画」に定める市内の病院、その近くの病院等へ収容し、救護措置を行う。また、死亡と確認された者については、本部長が指示する場所へ転送する。

(5) 救助活動

ア 実施機関

防衛部。現有の救急車両や人員のみで実施が困難な場合、近隣の消防機関に応援を要請する。

イ 実施方法

- (ア) 救急・救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現場指揮本部を設置し、指揮命令の徹底を図るとともに、被害状況を正確に把握する。
- (イ) 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度により収容先、搬送先等の区分を決定するため、現場指揮本部に応急救護所を設置する。
- (ウ) 現場で応急措置を行う必要のある者が多数いるときは、医師会等による出動が可能となるようにしておく。

3 被災建築に対する応急危険度判定

(1) 実施責任者

市

(2) 実施内容

市は、県が作成した活動計画に基づき応急危険度判定を実施する。

4 被災宅地の応急危険度判定

(1) 実施責任者

市

(2) 実施内容

市は、県が定めた被災宅地危険度判定実施要綱に基づき応急危険度判定を実施する。

第10節 救急医療

医療救護における活動及び体制については、「安芸市災害医療救護計画」に基づき、各医療救護施設を拠点とし、安芸地区医師会等の協力を得て医療チームを編成し、市災害対策本部員で編成する救護班とともに各救護施設における医療救護に当るものとする。

1 医療救護の対象者

(1) 医療救護の対象者は次のとおりとする。ただし、軽易な傷病で家庭救護で対応できる程度の者を除く。なお、高齢者や障害のある人など要配慮者及び災害時の異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者に関する対策は、別に定めるものとする。

ア 直接災害による負傷者

イ 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者

(2) 医療救護の対象者を次のとおり区分するものとする。

ア 重症患者 生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者

イ 中等症患者 多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者

ウ 軽症患者 上記以外の者で医師の治療を必要とする者

2 医療救護施設の設置

市は、被害想定に基づく傷病者を救護するための医療救護施設として、医療救護所及び救護病院を設置する。

(1) 医療救護所

医療救護所は、救護病院等後方病院へ円滑に医療救護対象者を搬送するため、原則として中等症患者及び重症患者に対する応急処置を行うものとする（収容は行わない。）。この他、必要に応じ軽症患者に対する処置も行うものとする。

ア 設置医療救護所

名 称	所 在 地
市立土居小学校	土居 1097 番地
市立安芸第一小学校	久世町 4 番 13 号
森澤病院	本町 2 丁目 13 番 32 号
(あき総合病院) 拠点	(宝永町 1 番 32 号)

災害拠点病院のあき総合病院は、市内最大の医療機関であり、災害時には医療救護対象者が同病院へ殺到することが想定されることより、現実的対応として、医療救護所の機能を支援するものとする。

イ 運営

- (ア) 医療救護所を担当する医療チーム及び市災害対策本部員は、地震発生後、市災害対策本部長の指示のもと又は地震発生により大規模な災害が発生されると思われる時には自主的に、速やかに所定の医療救護所に集合し、医療救護活動を開始するものとする。
- (イ) 医療救護所の管理者は、医師とし、市災害対策本部長の指示により活動するものとする。
- (ウ) 医療救護所の医療体制は、原則として医師1名、看護師3名、薬剤師1名、補助者3名で構成し、想定される負傷者数にとり必要なチーム数を配置するとともに、交代制を考慮して予備医療チームを編成することとする。また、その他に可能な限り医療介助者を加えるものとする。

ウ 担当業務

- (ア) 重症患者、中等症患者、軽症患者の振り分け
- (イ) 中等症患者及び重症患者の応急処置及び軽症患者に対する処置
- (ウ) 救護病院等後方支援病院への患者搬送の手配
- (エ) 医療救護活動の記録
- (オ) その他必要な事項

エ 施設設備

- (ア) 医療救護所の施設は、耐震性が確保されている建物及び学校校舎の一部又は広場、運動場に設置するテント等とする。
- (イ) 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。
 - a テント、簡易ベット
 - b 医療機材、医薬品等
JM3セット、外傷用医薬品、応急処置用医薬品等
 - c 担架、発電機、投光機、机、椅子、掲示板、殺菌ペットボトル（水）、通信機、トリアージタグ、ロープ、文具等消耗品

(2) 救護病院

ア 設置

森澤病院（本町2丁目13番32号）を救護病院として指定するものとする。

なお、森澤病院が浸水区域に位置し、津波の影響がなくなるまでの間の救護病院業務及び収容能力過不足分は、災害拠点病院の支援を受けるものとする。

イ 運営担当者

- (ア) 救護病院の医療スタッフは、原則として森澤病院の現行スタッフで医療救護に当たるものとする。
- (イ) 医療救護活動は、市災害対策本部長の指示により開始するが、救護病院の管理者は当該病院周辺の被害状況等から判断して、医療救護活動を開始することができることとする。この場合、当該病院の管理者は速やかにその旨を市災害対策本部

長に報告するものとする。

ウ 担当業務

- (ア) トリアージ
- (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び収容
- (ウ) 災害拠点病院、広域災害拠点病院への患者搬送の手配
- (エ) 医療救護活動の記録
- (オ) 遺体搬送の手配及び遺体の検案
- (カ) その他必要な事項

オ 施設設備

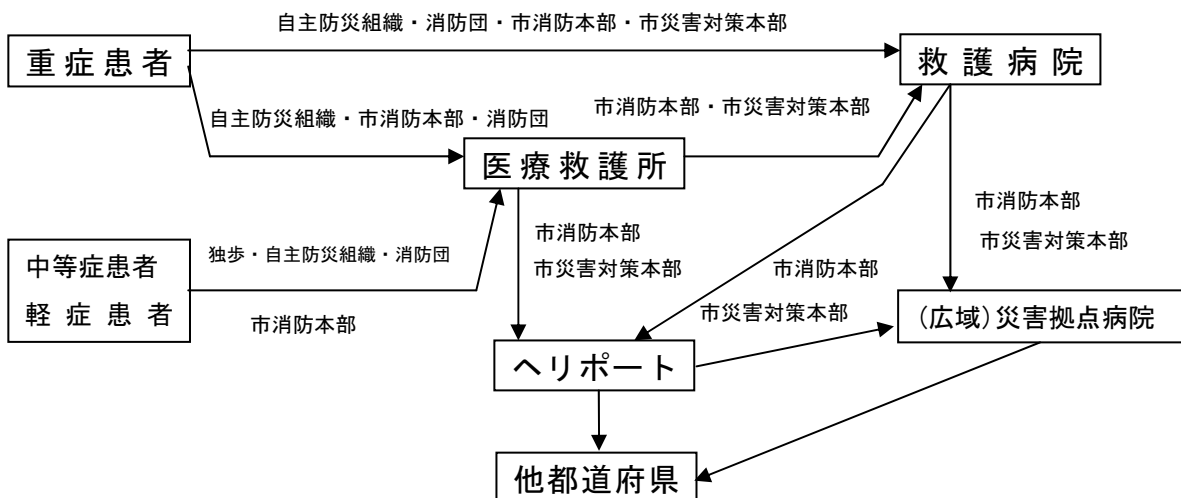
救護病院である森澤病院が、現に有する施設設備をもって医療救護活動に当るものとし、病院内で対応できない場合は、当該病院の管理者が市災害対策本部長に必要な措置を要請するものとする。

3 傷病者の搬送体制

(1) 搬送体制

- ア 被災場所から救護所、救護病院へ搬送する場合は、原則として自主防災組織等に対応するものとする。
- イ 重症患者、中等症患者を救護所から救護病院へ搬送する場合は、市災害対策本部員等が対応するものとする。
- ウ 重症患者を他市町村に所在する救護病院等又は災害拠点病院、広域災害拠点病院へ搬送する場合は、市災害対策本部員等が対応するものとする。
- エ 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、救護病院等から最寄のヘリポートまで搬送する場合は、市災害対策本部員等が対応するものとする。

(2) 搬送体制組織図



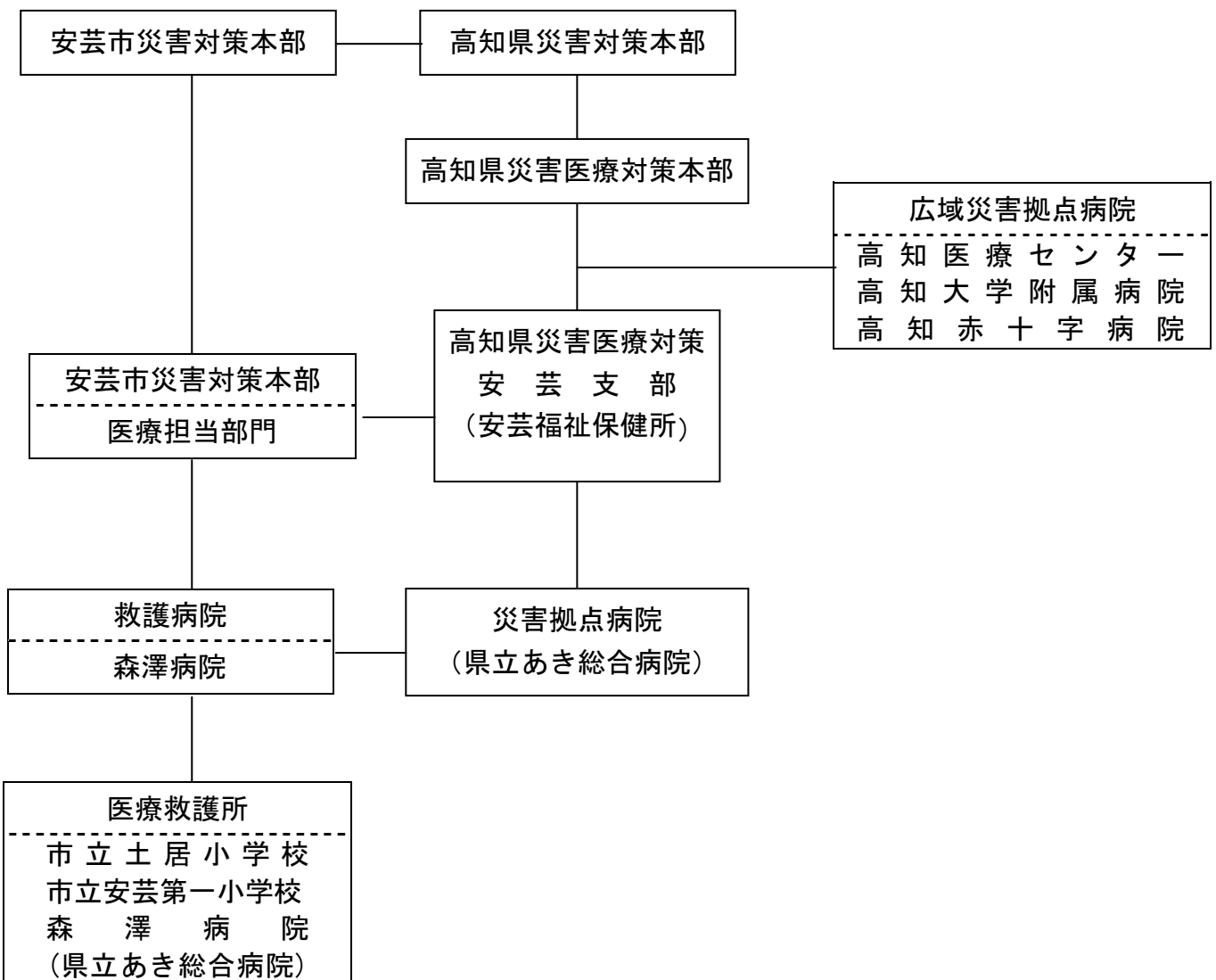
4 応援の要請について

市において医療などの十分な確保が困難な場合は、高知県災害医療対策安芸支部へ応援を要請し、支部応援班の派遣、応急用資機材の貸出しなど必要な応援を受けるものとする。

5 災害医療体制

医療救護活動は次のような体制で行う。

【医療救護活動の流れ】



第 1 1 節 緊急輸送活動

災害時における被災者、避難者及び災害応急対策の実施に必要な人員、物資、機材等を迅速かつ確実に輸送するため、次により実施する。

1 実施責任者

市、各機関。(実施部は防衛部とする。)

なお、市において輸送の確保が困難な場合は、県その他関係機関の応援を要請する。

2 輸送対象等

(1) 輸送対象

ア 被災者、避難者及び災害対策本部員、消防団員等、災害応急対策に必要な人員とする。

イ 優先輸送する物資、機材等は、医薬品、災害応急対策用資機材、車両用燃料等とする。

(2) 輸送順位

輸送の円滑な実施を図るための輸送順位は、次のとおりとする。

ア 地域住民の生命の安全を確保するために必要な輸送

イ 災害の拡大防止のために必要な輸送

ウ ア・イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

(3) 緊急輸送道路の選定

ア 第 1 次緊急輸送道路

- ・ 広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路
- ・ 県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を結ぶ

イ 第 2 次緊急輸送道路

第 1 次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ

- ・ 市町村役場
- ・ 警察、消防、自衛隊等の救援拠点
- ・ 病院等の医療拠点
- ・ 集積拠点地

ウ 第 3 次緊急輸送道路

第 2 次緊急輸送道路と次の施設を結びます。

- ・ 市町村が地域防災計画で定める防災拠点

(4) 輸送拠点の確保

ア 広域輸送拠点

市は、物資の集配拠点を定める。また、県は災害時の広域輸送拠点として使用

可能な複数の施設を予め把握するものとする。

イ 海上輸送の拠点

県は、高知海上保安部と協議し、港湾及び漁港のうちから海上輸送の拠点を選定する。

漁港管理者は、選定した漁港を物流拠点として必要な施設整備に努める。

ウ 航空輸送の拠点

市及び県は、災害時の臨時ヘリポートの候補地を選定し、整備に努める。

(5) 輸送手段の確保

ア 市及び防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶等の配備や運用を予め計画し、発災後の道路、漁港等の障害物の除去、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保について必要に応じ応援協定などを締結する。また、障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、予め道路啓開等の計画を作成する。

イ 市及び県は、緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について計画を作成する。

(6) 交通機能の確保

道路、鉄道、漁港管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとする。

3 輸送方法

(1) 車両による輸送

ア 輸送路の確保

道路被害状況、輸送物資等の種類、数量及び緊急度等を勘案し、迅速かつ安全な輸送路を選定する。

イ 市有車両の状況

付属資料B IVの6参照

ウ 市有以外の車両の確保

市有車両のみで対処できない場合は、次により車両の借上げを行う。なお、不足を生じる場合は、近隣市町村、県及び関係機関に対し車両の確保を要請する。

(ア) 公共団体に属する車両

(イ) 営業用の車両

(ウ) その他自家用の車両

(2) 鉄道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は、遠隔地において物資を確保した場合は、県を通じて四国旅客鉄道株式会社高知企画部及び土佐くろしお鉄道株式会社へ協力要請する。

(3) 航空機による輸送

ア ヘリコプターの発着、物資の投下が可能な地点の選定、確保方法発着場は、本章第30節「自衛隊への派遣要請」に定めるヘリポートとし、物資の投下に当たっては安全に投下できる場所を状況に応じ、適宜選定する。

イ 航空輸送の要請方法

地上輸送がすべて不可能な場合、あるいは山間僻地等へ緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合は、県を通じ航空輸送の要請を行う。

(4) 物資等の集積場所

物資等の集積場所は、効率的な輸送ができる公有地とする。ただし、適当な場所がない場合は、民有地についてもその所有者と協議のうえ、一時集積場所とすることができる。

(5) 輸送の調整

災害対策本部を設置した場合は、災害時における効率的な輸送を確保するため、総務班長が車両等（消防車両は除く）の配車、輸送の調整等、集中管理する。

(6) 応援協力要請の手続き

車両等の応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台数等必要な輸送条件を明示して行う。

第 1 2 節 交通確保対策

災害発生時に交通施設を確保することは重要であり、道路、橋梁等の交通施設に被害を受け、又は被害を受けるおそれがあるときは、これに応急措置を行ない、交通施設の保全と確保を図る。

1 実施責任者

市の管理する交通施設の保全と交通確保については市長が実施し、経済土木部長を実施責任者とする。

2 道路、橋梁の危険箇所の把握

(1) 市の管理する道路の措置

市の管理する道路の破損、決壊、橋梁の流失その他交通に支障のおそれのある箇所を把握し、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、調査及び点検を実施する。

(2) 危険箇所の報告のための啓発

住民に対し、道路の決壊、橋梁の流失等災害が発生した場合は、直ちに市に報告するよう常に啓発していく。

3 応急措置

(1) 市の管理する道路の応急措置と迂回路の確保

市が管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い迂回路の有無を調査し、迂回路がある場合は代替道路として利用し交通の確保を図る。

(2) 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とするときは、自衛隊に対し災害派遣の要請を行い応急復旧を図る。

自衛隊派遣要請は本章第 3 0 節「自衛隊への派遣要請」による。

第13節 障害物除去

地震等災害によっては、倒壊した家屋や事業所、工作物の転倒落下、津波や破堤による浸水をはじめ、多数の施設等が被害を受け、大量の障害物の発生が予想される。このため、人命の救助・救出、消火を最優先に、円滑な応急活動を実施するための交通の確保並びに被災者が一日も早く日常生活を営むことができるよう計画を定める。

1 障害物除去の対象

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため、除去を必要とする場合。
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため、除去を必要とする場合。
- (3) 緊急な応急措置の実施のため、除去を必要とする場合。
- (4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合。
- (5) 障害物の除去は、現状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

2 実施機関

- (1) 緊急な応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は市が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去等は、その維持管理者が行う。
- (3) 山・崖崩れ、浸水、津波等により、住家、あるいはその周辺に運ばれた障害物の除去は、市が行う。
- (4) 施設敷地内の障害物の除去は、その敷地の所有者、又は管理者が行う。
- (5) 本市だけで実施困難な場合は、知事に対し応援協力を要請するとともに、自衛隊に対して派遣要請も行う。
- (6) 安芸市建設業協会等に応援要請を行う。

3 除去した障害物の集積場所

除去した障害物については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、災害の状況によっては、緑地帯、遊休地帯等を一時使用する。

ただし、広域避難場所・収容避難施設やヘリコプターの発着場、救護所等に指定された以外の場所とする。

また、分別を徹底と可能な限りリサイクル化を図るものとする。

第14節 災害警備対策

災害時において警察は、県民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の治安を維持するため、災害の状況に応じて迅速にかつ的確な警察活動を実施するものとする。

1 任務

- (1) 災害情報の収集・整備
- (2) 津波警報及び余震等地震関連情報の伝達
- (3) 被害実態の把握
- (4) 被災地域及び危険区域住民の避難誘導
- (5) 負傷者の救出・救護及び行方不明者の搜索
- (6) 災害時の交通規制及び被災地の交通整理
- (7) 遺体の検視、身元の確認
- (8) 民心の安定を図るための広報・相談受理等の諸対策
- (9) 被災地・避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- (10) 不穏動向の把握と鎮圧及び各種犯罪の予防検挙
- (11) 県、市町村等関係の行う災害救助及び復旧活動に対する支援協力
- (12) その他必要な警察活動

2 警備体制

警察本部に「高知県警察災害警備本部」等を、安芸警察署に「安芸警察署災害警備本部」等を設置する。

3 社会秩序の維持活動

被災地における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行うものとする。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

4 その他の災害警備活動等

災害時におけるその他の警察活動は、「高知県警察災害警備実施要綱」の定めるところによる。

第15節 飲料水、食糧、生活関連物資の供給

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに、各種の相談窓口を設置する。必要に応じて、他の市町村及び県に応援を要請する。

1 飲料水の供給

被災者への応急給水を迅速に実施する。

なお、災害の規模等により市のみでは供給不可能な場合は、近隣市町村、県又は自衛隊に応援を要請し実施する。

(1) 飲料水の確保

上水道及び簡易水道による給水が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。

水道施設の使用不可能時のために、井戸水の利用を行う。

(2) 給水用資機材の調達

給水用資機材は、市及び市内の民間企業から調達するが、災害の状況によっては、近隣市町村、県及び自衛隊に要請する。

水源地一覧

種 別	水 源 地 名	所 在 地	自家発電 装 置	停電時 取 水
上 水 道	安 芸 水 源 地	矢ノ丸三丁目 1-31	○	可
	第 3 水 源 地	西浜甲 67-1		
	川 北 水 源 地	川北甲 2844-2	○	可
	赤 野 第 2 水 源 地	赤野甲 358-2		
	赤 野 第 3 水 源 地	赤野乙 1409-4		
簡 易 水 道	井 ノ 口 水 源 地	井ノ口乙 1310-6	○	可
	入 河 内 水 源 地	入河内 807-1		

(3) 供給の方法

応急飲料水の供給方法については、水道水を給水タンク車、及びポリ容器等の給水容器を用いて搬送給水する。

(4) 給水施設の復旧

給水施設が破壊された場合は、直ちに被害状況を調査し、復旧計画を策定・公表し迅速に応急復旧する。

2 食糧の供給

(1) 応急配給対象

ア 被災者に対し、炊き出し等による配給を行う必要があるとき。

イ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業等に従事する者に対して、給食を行う必要があるとき。

(2) 応急配給品目

原則として米穀。実情に応じて、乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品（レトルト食品）、乳幼児についての粉乳等とする。

(3) 食糧の確保

調達先は、原則としてあらかじめ協定した業者とする。このため、協定書の締結を行う。これによって調達できないときは、他の業者から調達し、又は県に対して協力を求める。

(4) 炊き出し

ア 炊き出しの対象者

(ア) 救護所・収容避難施設に収容された者

(イ) 住家の被害が全半壊又は、床上、床下浸水等により通常の炊事ができない者

(ウ) 災害地の応急対策作業に従事する者

(エ) その他、炊き出しによる食糧の供与が必要と認められる者

イ 炊き出しは、市内の公共施設等を利用するものとし、地域住民、自主防災組織、ボランティア等と協力して行う。

ウ 市長は、市において炊き出しの実施が不可能な場合は、地元団体・安芸市地区赤十字奉仕団又は自衛隊に依頼する。

(5) 緊急食糧の配布

ア 食料を配布する対象者、内容、場所、時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

イ 配布にあたっては、地域住民、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、迅速、正確、公平に配布する。特に、要配慮者への配布には配慮する。

3 生活関連物資の供給

(1) 供給対象者

住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者。

(2) 物資の調達

生活必需品の供給の必要が生じた場合は、備蓄物資及び協定を結んでいる業者から調達する。

なお、不足する場合は、県又は日本赤十字社高知県支部に要請する。

(3) 救援物資の集積場所

調達した救援物資は安芸市総合運動場（雨天練習場）に集積し、期間中の保管、管理については万全を期する。

第16節 防疫、保健衛生計画

衛生機関は衛生指導や防疫対策支援について、関係機関の協力を得て積極的に行う。

1 実施内容

(1) 防疫活動

(被災地域の衛生状態の把握・消毒活動実施計画作成)

ア 疫学調査及び健康診断

県の実施する疫学調査及び健康診断に協力するとともに、衛生状況の詳細報告等を実施する。

イ 清掃・消毒方法

汚染家屋内外・便所・給水給食施設の清掃及び薬品による消毒を実施する。

ウ そ族昆虫の駆除

県の実施に合わせ、汚染地域の蚊・ハエ等の発生場所に対する薬品の散布及び発生原因を除去する。また、災害の状況により、ねずみの駆除について実施する。

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条及び28条の規定により知事から指示のあったときは、その指示に基づき実施する。

(2) 保健衛生活動

(被災地域住民の健康状態の把握・保健衛生活動実施計画作成)

避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ゴミの収集処理等について必要な措置を講ずる。

(3) 健康管理

被災者や要配慮者の健康保持のため、良好な衛生状態を保つように努めるとともに、保健師等による巡回健康相談等を行う。

第 17 節 廃棄物処理

地震及び豪雨等の大規模災害後は、家屋の倒壊、火災、水害等によって多量の廃棄物が排出され、また、避難所等のし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想されるため、ごみ、し尿の収集処理、処理施設の応急復旧等環境衛生の維持のための計画を定める。

1 実施内容

(1) し尿処理

- ア し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握する。
- イ 被災地の状況により緊急な汲み取りを要する地域から実施する。
- ウ 原則として一般家庭の汲み取りについては、各戸において許可業者に依頼し収集する。ただし、被害が甚大で収集が困難な場合は、収集運搬は衛生班が行い、し尿処理施設で処理する。
- エ し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

バキュームカー配備状況

業者名	電話	保有車両	容量
芸陽清掃社	35-3888	2 t - 2 台	3,600 L
		4 t - 1 台	3,600 L
西部衛生社	35-3886	2 t - 2 台	3,600 L
安芸清掃社	35-5253	2 t - 2 台	3,600 L
畠山衛生社	35-5885	2 t - 2 台	3,600 L
		4 t - 1 台	3,600 L
安芸市	35-1023	軽四 - 1 台	350 L

(2) ごみ処理

- ア 被害状況から災害時のごみ量を想定する。
- イ ごみの収集は、被災地の状況により緊急を要する地域から実施し、保健衛生上次のものを優先する。なお、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。
 - (ア) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は、生活上重大な支障を与えるごみ。
 - (イ) 避難所等の重要性の高い施設のごみ。
- ウ ごみの埋立て若しくは焼却は、衛生班により、安芸広域メルトセンター及び安芸市リサイクルプラザ（最終処分場）へ運搬し、処理をする。なお、大量に出るごみを一時的に収集することが困難な場合は、必要に応じて運搬上、保健衛生上適当と認められる場所を臨時集積場として設置する。

清掃車配備状況

業者名	電話	保有車両	形態
安芸市	35-1023	2 t - 1 台	パッカー車
		3.5 t - 7 台	
		2 t - 3 台	ダンプ
		4 t - 2 台	
		2 t - 1 台	ホロ付き
2 台	軽四ダンプ		

エ ごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

(3) 倒壊建物からのガレキの処理

廃棄物発生現場における分別（コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等）を徹底するとともに、可能な限りリサイクル化を図る。

解体工事等に当たっては、アスベスト、粉塵その他有害物質の飛散防止に努め、適正な処理を行う。

(4) 要請

災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県及び周辺市町村に処理の応援を要請する。

2 避難所の防疫措置

避難所は応急仮設的であり、衛生状態が悪くなりがちなので、避難所開設後、保健所の指導のもとに便所その他の消毒を行う等、防疫活動を実施する。

3 報告

被害状況を把握し、その概要を保健所に報告するとともに、防疫活動を実施したときは、その概要もあわせて報告する。

第18節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋葬

災害による多数の行方不明者及び死者を出した場合に備え、行方不明者の搜索、遺体の搜索、安置場所の設置、検視・検案、火葬等について定める。

1 行方不明者及び遺体の搜索

- (1) 災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、県警察・海上保安部の協力のもとに、関係機関と連絡をとり、地域住民の協力を得て行うとともに、必要な機械器具を借り上げて実施する。
- (2) 災害の状況により搜索困難な場合は、関係機関等に対し搜索の応援を要請する。
- (3) 遺体で発見された場合は、担架、車両等を使用して遺体安置所へ収容する。

2 遺体の処理、収容

- (1) 遺体の検案は「高知県災害医療救護計画」に基づき、原則として県警察の検視班の指示により市の指定する遺体安置所で実施する。ただし、安芸警察署の指示により必要に応じて病院内で医師が行うものとする。
- (2) 遺体の身元が明らかでない場合は、警察、市内関係機関、民間団体の協力を得て、早期確認に努め、所持品、写真撮影、着衣を記録し、遺留品を保管する。
- (3) 遺体の一時収容は、寺院、学校、公的施設、民間葬祭場等に仮設する遺体安置所とする。

3 遺体の埋葬

- (1) 火葬場の処理能力を確認し、棺等葬祭用具の手配を行う。
- (2) 災害のため死亡した者の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合は、火葬により応急的に埋葬を行う。
- (3) 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼し、遺骨の引取り者の無い者の場合は、無縁墓地に埋葬する。
- (4) 火葬又は埋葬のための事務手続きは、救護班が担当する。

4 搜索、処理、埋葬については、次の記録を整備する。

- (1) 搜索状況記録簿
- (2) 搜索用機械器具燃料受払簿
- (3) 搜索用機械器具修繕簿
- (4) 遺体処理台帳
- (5) 火葬又は埋葬台帳
- (6) 搜索及び処理関係支出証拠書類

5 応援協力関係

遺体の捜査対象が市の捜査能力を越え、又は遺体の埋葬について広域的な火葬の実施を必要とする場合は、近隣市町村等の応援を求める

第19節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立する。

1 市の活動

地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。

2 住民及び民間団体の活動

獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を与える。

第20節 建築物・住宅応急対策

仮設住宅の設置や応急修理等によって一時的な住宅の緊急確保を図り、避難所からの早期移住を進める。

1 応急仮設住宅の設置

住宅が全焼、全壊、流失又は埋没し、居住する住宅がなく自らの資力では再建が不可能と認められた者に対し、住宅滅失世帯数の30%以内で設置する。

2 公営住宅等への入居斡旋

公営住宅に空き部屋がある場合、被災者用応急住宅としての一時使用を斡旋する。

3 住宅の応急修理

住宅が半焼、半壊し、自らの資力では住宅の応急処理が不可能と認められた者（さし当たりの生活に支障がない場合を除く。）に対し、半壊世帯数の30%以内で応急修理を行う。

なお、修理部分は居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要な最小限度の部分とする。

また、必要に応じて被災建築物応急修理に関する技術指導、融資制度の利用等相談窓口を設置する。

4 資材等の確保

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、建設業者等に請け負わせ実施する。

建設資材、労務等の確保が困難な場合は、知事にその調達を要請する。

(1) 野外施設の設置

長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置する。

(2) 広域的な避難

管内で避難所等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

第21節 ライフライン等施設の応急対策

ライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであるため、ライフライン機関では、それぞれ活動態勢を確立し、市と相互に連携を保ちながら、迅速かつ効果的な応急復旧対策や危険防止のための活動を実施する。

1 水道施設

(1) 災害時の活動態勢

飲料水の確保及び被災した水道施設の復旧に対処するため、災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 応急復旧対策

ア 復旧用資機材の確保

復旧用に必要な資機材は、平常業務との関連において、事前に確保するものとし、これらが不足する場合は、関係業者及び近隣市町村から調達する。

イ 水道施設の復旧順位

水道施設の復旧に当たっては、被害の程度、被害箇所の重要度を勘案して、緊急度の高い医療施設、救護所等を優先して行う。

(3) 災害時の広報

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道事業の被害状況、復旧の見通し等について広報する。

2 下水道施設

(1) 災害時の活動態勢

災害対策本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

(2) 応急復旧対策

下水管の被害に対しては、汚水の疎通、排除に支障のないよう迅速な応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てる。

処理場の被害に対しては、汚水の流入、排出に支障をきたさないよう復旧措置を講じる。

また、応急復旧に必要な最低限の資機材を確保しておく。

(3) 災害時の広報

災害対策本部と関係を密にして、被害状況、復旧の状況等を住民に広報する。

3 電力施設

[実施担当 四国電力安芸営業所]

(1) 災害時の活動態勢

災害が発生した場合には、社内に災害対策本部を設置し、活動態勢を確立するとともに、職員の動員や情報の収集連絡体制を確立しておくものとする。

(2) 応急復旧対策

各電力施設の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施するものとする。

その際、水道、新聞、放送、排水設備、都道府県、市町村、警察、消防、N T T、病院、救護所、広域避難場所その他重要施設に対しては、優先的に送電するものとする。

また、応急復旧に必要な資機材の確保、整備に努めるものとする。

(3) 保安対策

ア 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施するものとする。

イ 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、期間の短縮に努めるとともに、実施後必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施するものとする。

ウ 送電を再開する場合は、現場巡視等必要な措置を取った後実施するものとする。

(4) 供給設備の復旧

ア 公共保安の確保に必要なものから、関係機関と協力し、電気供給施設の復旧を実施するものとする。

イ 応急復旧工事に引き続き本工事を実施するものとする。

(5) ダムの管理

河川法に基づき、ダム操作規定により実施し、河川の従前の機能の維持に努めるものとする。

(6) 災害時の広報

発災後は、住民の混乱を防止するため、被害状況、復旧の見通し等について、広報活動を行うとともに、感電事故、漏電等による出火防止のため、次の事項を啓発するものとする。

ア 垂れ下がった電線には絶対触らない。

イ 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定等で安全を確認の上使用する。

ウ 外へ避難するときは、安全ブレーカーを必ず切る。

4 ガス施設 [実施担当 高知県L Pガス協会安芸支部]

(1) 災害時の活動態勢

災害が発生した場合には、L Pガス協会では、災害対策委員会規定に基づき、活動態勢を確立するとともに、職員の動員や情報の収集連絡態勢を確立しておくものとする。

とする。

(2) 応急復旧対策

販売事業者、卸売事業者、認定調査機関等が協力し、次の措置をとるものとする。

- ア 危険箇所からの容器の回収及び漏洩ガスの停止を行う。
- イ 要請に基づき避難所等緊急に必要なものに対し、LPガス容器、燃焼器具等の供給を行う。
- ウ 設備等が被災した場合は、保安措置を速やかに実施するとともに、安全点検を行い早期復旧を図る。

(3) 災害時の広報

発災後は、報道機関、防災関係機関に対して、被災の概況、復旧の現状と見通し等について情報の提供を行うとともに、被災地域の住民に対しても広報車等による周知を図り、住民の不安解消に努めるものとする。

5 通信施設

[実施担当 NTT西日本高知支店]

(1) 災害時の活動態勢

防災業務の円滑、かつ的確な実施を図るため、災害の状況に応じて、防災業務計画に基づき災害対策本部、又はこれに準ずる組織を設置し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、市災害対策本部等との情報連絡及び調整その他の災害対策に関する業務を行うものとする。

(2) 応急復旧対策

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信の途絶の解消、輻そうの緩和、及び重要通信の確保を図るものとする。

- ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じて臨時公衆電話の設置等の措置を行う。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要回線を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常緊急電話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(3) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施するものとする。

- ア 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当を行う。
- ウ 復旧にあたっては、市災害対策本部及びライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

(4) 災害時の広報

被災した電気通信設備の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用の制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、広報車、ラジオ、テレビ放送、新聞掲載等を通じて広報するものとする。

第22節 教育対策

市立小中学校の応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、市教育委員会が実施し、各学校ごとの災害発生の場合に伴う措置については、学校長が具体的な応急計画を立て行う。

また、市内県立中高等学校については、県が応急復旧対策を実施するものとする。

1 施設・設備の応急復旧

(1) 応急措置及び応急復旧

被害の状況を迅速に把握し、応急修理等により教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

また、校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、早急に再建の計画を立て、具体化を図る。

(2) 避難所として使用された場合の措置

避難所として使用される学校について、本来の学校機能を早期に回復させるため、学校機能部分と避難所部分との境界を明示すると共に、行政、地域、学校等による避難所運営委員会等の設置を行う。

2 応急教育対策

(1) 校舎等の被害が比較的軽微なとき

ア 各学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。

イ 学校が避難所として利用されている場合は、主として体育館・運動場等体育施設が使用できない状況となる可能性が大きいいため、カリキュラムの編成等を変更する。

(2) 校舎の被害が相当なとき

残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

(3) 校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがあるときは臨時休校の措置をとり、その期間、家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、家庭訪問等により教育を行う。

(4) 校舎が相当な被害を受け、復旧に長期間を要するとき

ア 隣接に被害の軽微な学校がある時は、その学校において二部授業等を行う。

イ 児童・生徒等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ授業を行う。

ウ 児童・生徒等が集団避難を行う場合は、避難先の学校の教育委員会とも十分連絡をとり、速やかな受入れが図られるよう努める。

3 教材・学用品の調達及び配分方法

(1) 調達方法

教育部長は、市立学校の必要数量を把握し、市における調達が困難なときは、県に調達の斡旋を依頼する。

(2) 支給の対象者

災害により住家に被害を受け、学用品等の喪失又はき損した場合、必要最小限度の学用品を支給し、就学の便を図る。

(3) 支給品目は、教科書（教材を含む。）、文房具、通学用品

4 学校給食対策

(1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、学校給食衛生管理の基準に基づき、給食の実施に努める。

(2) 学校が避難場所になった場合は、施設・設備が被災者用炊き出しの用に供されることを予想し、学校給食との調整に留意する。

5 教育実施者の確保

教育部長は、教職員の多くが被災し応急教育の実施に支障ある場合には、直ちに県へ教員の臨時配置及び補充措置を要請する。

6 学校安全等

(1) 事前対策

ア 防災教育を推進し校内防災組織を整備するとともに、災害の発生に対処する訓練を実施する。

イ 児童生徒、教職員等の安全確保の方策や保護者への連絡方法、保護者への児童生徒の引渡し方法等の計画を、災害発生時刻別（在校時、登下校時、休日等）に作成し、児童生徒、保護者、教職員に周知徹底する。

ウ 児童生徒、教職員等に負傷者が生じた場合に適切に対応できるよう校医、医療機関との連絡体制の整備に努める。

エ 電話だけでなく、多様な連絡手段の確立に努める。

オ 校舎内外の施設・設備の安全点検を確実にを行い、戸棚、靴箱、体育用具等の倒壊防止、建具、掲示物、その他の落下防止、避難通路の障害物の除去等に努める。

(2) 事後対策

ア 災害の規模、児童生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

イ メンタルケアを必要とする児童生徒、教職員に対し、関係機関との連携のもとに相談事業や研修会を実施する。

第23節 文化財保護対策

文化財は国民の貴重な財産であり、各時代にわたって幾多の人々によって守り継がれてきたもので、人々に精神的な安らぎを与えると共に、新しい文化を創造する基盤ともなっている。これらの文化財を災害から守り後世に伝えていくため、各種の施策を講じる。

1 被害の把握

(1) 文化財の所有者や管理者が行うもの

被災後速やかに巡回し、所有している文化財について被害の状況を把握するとともに被害の内容を行政機関に連絡し、必要な措置を講じる。

(2) 文化財保護関連の行政機関が行うもの

統計的な目的のみならず、後の修復作業等に対する計画の策定資料ともなるものであり、正確に把握する必要があるため、必要な人員による体制をつくっておく。

また、ビデオ、映画、写真等記録などのための各種の方法を用いて、災害震災前の文化財の状況を詳細に記録しておく必要がある。

2 被害の拡大防止

(1) 火災対策については、事前対策として消防設備の点検や防火訓練等を行い、被災時には初期消火活動や迅速な通報を心がけるとともに、被災した後は早急に巡回し、出火原因、文化財防災設備の損壊状況の調査を行う。被害を最小限にするためにも、所有者又は管理者は、自営の消防体制を構築する。

(2) 半壊状態で余震等による倒壊危険がある物について、建造物にあっては支柱の設置等応急補強対策を講じ、美術工芸品等で搬出可能な物は安全な場所に収納する。

(3) 盗難対策としては、監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等を行う。

(4) 風雨による二次災害防止には、ビニールシート等による応急対策を講じる必要があり、ビニールシート、ロープ、ガムテープ等の保管、調達に留意する。

3 関係機関への情報連絡

県及び市の文化財保護に携わる部署及び関連団体との情報連絡を密にし、応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する。

4 歴史的建造物の保護

歴史的建造物のなかには文化財指定はされていないものの、地域の景観、歴史、文化を構成する上で重要な役割を果たす建築物もあることから、災害復旧について助成措置や保護のための措置を検討しておく。

第24節 労務の供給

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な要員を確保し、労務供給の万全を図るため、次により実施する。

1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な民間団体等の応援要請並びに労働者雇上げ及び各部の所轄に属さない事項について市長が実施し、実施部は総務部とする。

2 民間協力体制

災害が発生し、応急措置を実施するために、次の事項により地域の住民等を当該応急措置の業務に従事させることとする。

- (1) 災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、次の要領により従事命令を発する。

対 象	区 分	執 行 者	根 拠 法 令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	市 長	災害対策基本法第65条第1項
水防作業	従事命令	水防管理者 消 防 長 水 防 団 長	水防法第24条
消防作業	従事命令	消 防 吏 員 消 防 団 員	消防法第29条第5項

- (2) 市は、災害応急対策の実施にあたって、奉仕団等から労務の提供の申し入れがあったときは、これを受け入れる。

3 民間団体等への協力要請等

(1) 動員等の順序

災害応急対策の要因を確保する場合の順序として、まず奉仕団の動員、労働者の雇上げをする。

(2) 応援の要請

災害の程度により奉仕団又は労働者を必要とするときは、次の事項に示し総務班長に要請するが、作業が不可能又は不足するときは、県等に応援の要請を行う。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 作業従事場所
- エ 労務の種類
- オ 就労予定時間
- カ 要請人員
- キ 集合場所
- ク その他必要事項

(3) 奉仕団の編成及び活動

ア 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、町内会、婦人会、アマチュア無線クラブ、交通安全協会、NPO、ボランティア団体等の協力を得て編成する。

イ 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

(ア) 避難所

避難所に収容された、り災者の世話等を行う。

(イ) 炊き出し

り災者のための、炊き出しを行う。

(ウ) 飲料水の供給

り災者への飲料水の供給を行う。

(エ) 救援物資の支給

救援物資の整理及び輸送並びに配分を行う。

(オ) 医療、清掃及び防疫

り災者の医療、清掃及び防疫等に協力する。

(カ) 交通の確保

(キ) 通信連絡

(ク) その他災害応急措置の応援

(4) 労働者の雇用

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、また特殊作業のため労力が必要なときは、労働者等を雇用する。

ア 労働者雇用の範囲

(ア) り災者の避難のための労働者

(イ) 医療、助産の移送労働者

(ウ) り災者の救出のための機械器具資材の操作の労働者

(エ) 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用医薬品の配布等の労働者

(オ) 救助物資の支給のための労働者

(カ) 行方不明者及び遺体の搜索、処理のための労働者

イ 職業安定所長への要請

市だけでは労働者が不足し、又は雇用ができないときは、次の事項に付し、県を通じて職業安定所長に要請し確保を図る。

(ア) 労働者の雇用を要する目的又は作業種目

(イ) 労働者の必要人数

(ウ) 雇用を要する時間

(エ) 労働者を雇用する理由

(オ) 労働者が従事する地域

第25節 災害時要配慮者への配慮

災害時要配慮者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、あらかじめ、気象予警報などの災害情報の伝達体制を整え、災害時要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整え、また要配慮者マップ等を作成するなど、日頃から障害者、高齢者関係施設等の場所や在宅の障害者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する。

このためには、各地域において、災害時に避難にあたって支援が必要となる人（高齢者や障害者など）を特定し、その一人ひとりについて、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「避難支援プラン」を、国の「災害時要配慮者の避難支援ガイドライン」及び「安芸市避難支援プラン全体計画」を基に策定していく。

1 災害時要配慮者の範囲

- ①介護保険における要介護・要支援認定者
- ②高齢者（単身世帯、高齢者のみの世帯）
- ③障害者（障害者手帳所持者、精神・知的障害者については、手帳を所持せずサービスのみ利用しているものも含む）
- ④難病患者
- ⑤その他（妊産婦、日本語に不慣れな在外外国人）

2 在宅の要配慮者への支援

（1）地域住民による支援

自主防災組織などで災害時要配慮者ととも避難支援プランを策定します。

（2）市における支援体制の確立

①災害時要配慮者の所在を把握します。

②災害発生時の避難支援

迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、市があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行います。

③災害時の避難誘導・救出

ア 自主防災組織、地域住民、関係団体、福祉事業所などと連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、災害時要配慮者に関する情報の把握・共有・避難支援計画等の避難誘導體制の整備に努めます。

イ 消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備します。

④平常時及び災害発生時の情報提供

ア 障害のある方に防災知識を普及する方法について検討します。

イ 緊急時の連絡方法について検討します。

ウ 外国人に対する情報提供の方法について検討します。

3 被災生活において、支援が必要な方に対して配慮を行う。

避難場所での生活、応急仮設住宅への入居、災害関連情報等災害により支援が必要となった者への支援を行う。

第26節 災害応急金融対策

関係機関が密接な連携を取りながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じる。

1 実施機関

四国財務局高知財務事務所、日本銀行高知支店、金融機関等

2 現金供給の確保及び決済の機能の維持

- (1) 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じる。
- (2) 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援する。

3 金融機関の業務運営の確保

- (1) 被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。
- (2) 金融当局及び関係行政機関は、これを支援する。

4 非常金融措置の実施

- (1) 国（四国財務局高知財務事務所）及び県は、日本銀行高知支店と協議のうえ、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請する。
- (2) 報道機関は、非常措置について県民に周知徹底することに協力することとする。
 - ア 営業時間の延長、休日臨時営業等
 - イ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
 - ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持ち出し、不渡処分猶予等
 - エ 損傷銀行券及び貨幣の引き換えに関する必要な措置

第27節 災害応急融資

被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行う。

1 実施機関

(1) 各機関

2 農林水産業関係者への融資

天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、被災農林水産業者・団体に対する以下の措置について、対象者に対する内容の周知・指導を行います。

- (1) 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、融資を行う金融機関に対し、利子補給を行います。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫法に基づき融資を行う株式会社日本政策金融公庫に対し、貸付条件緩和等の要望を図ります。
- (3) 農業災害補償法に基づく農業、漁業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう措置します。
- (4) 漁船損害等補償法等に基づく、漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期の保険金の支払いができるよう要請します。

3 中小企業への融資

県の担当部局と協力のうえ、対象者に対する指導・斡旋を行います。

- (1) 県中小企業制度融資による、緊急融資を行います。
- (2) 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について関係機関に要請します。

4 災害復興建築物資金

独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興建築物融資の対象となる災害の場合、借入手続きの指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される制度の内容について周知を図ります。

5 被災私立学校災害復旧資金

- (1) 被災私立学校に対する資金対策として、日本私立学校振興・共済事業団による貸付を行う。

6 被災医療機関等に対する災害復旧資金

- (1) 医療金融公庫法により貸付を行う。

7 母子・寡婦福祉資金

- (1) 母子及び寡婦福祉法により償還金の支払猶予及び一部の貸付金について措置期間の特例措置を行う。

第28節 二次災害の防止

市の施設管理者は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行うとともに、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、速やかに適切な避難対策を実施する。

1 水害・土砂災害対策

- (1) 水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行う。
- (2) 点検の結果、危険性の高い箇所は、早急に応急対策を実施する。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。

2 高潮・波浪等の対策

- (1) 管理する海岸保全施設の危険箇所の点検を行う。
- (2) 危険性の高い箇所は、早急に応急対策を実施する。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は避難対策を実施する。

3 被災建築物の応急危険度判定

余震等による建築物の倒壊による、二次災害を防止するため、地震により被災した建築物が安全であるかどうかの判定活動を、建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を得て実施するものとする。また、必要に応じて県に対し、技術者の派遣等についての支援を要請するものとする。

4 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- (1) 爆発物や有害物質等危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行う。
- (2) 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、周辺住民に周知する。また、必要に応じて避難対策を実施する。

第29節 義援金・義援物資の受付・配分・配布

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金・義援物資の受付及びこれらの配分等を適切に行います。

1 義援金の受付

経理係が受け付けて、寄託者に領収書を交付するとともに、会計管理者名義の預金口座に預け入れるものとします。

2 義援物資の受付

経理係が受け付けて、寄託者に領収書を交付するとともに薪配分します。救援物資については、配分の円滑を期するため以下の点に留意するよう併せて依頼します。

- (1) 梱包を解かずにすむよう、物資の内容、種類、数量を物資の票に貼付します。
- (2) 古着の物資は受け付けません。
- (3) 救援物資は、基本的に長期保存できるものとします。

3 義援金の配分（義援金配分委員会）

義援金の配分については、義援金配分委員会（委員：副市長、危機管理課長、会計課長、総務課長、企画調整課長、福祉事務所長、教育委員会学校教育課長）を設置し、配分方法を決定し、被災者に対する適正かつ円滑な配分を行います。

4 義援金の配布方法

義援金の配布については、会計課にて一括処理し、各所属長が窓口となり職員を動員して配布します。

第30節 自発的支援の受け入れ

ボランティア等の自発的な支援を積極的に受け入れる。

○市町村、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図る。

第31節 自衛隊への派遣要請

市長は、広範に人命の緊急救助に関する事態が発生した場合自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

1 災害派遣要請者

知事。（市長は知事に対して要請）

2 災害派遣の基準

市長が知事を通じて自衛隊の災害派遣を要請しうる基準は、災害応急対策の実施にあたり、防災組織を高度に活用しても、なお事態を收拾することが不可能又は困難であり、人命及び財産の保護を必要とし、かつ「事態上止むを得ないと認める場合」で概ね次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握

車両、船舶、航空機等による被害状況の偵察

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 遭難者の捜索・救助

遭難者の捜索救助、行方不明者・傷病者等の捜索救助（ただし、緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合。）

(4) 水防活動

堤防護岸等への土のうの作成・積み込み及び運搬

(5) 道路・水路等交通上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物の除去、道路・鉄道路線上の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命・財産の保護に影響すると考えられる場合）

(6) 診療・防疫・病虫害防除等の支援

大規模な伝染病の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は要請側で準備）

(7) 通信支援

被災地、災害対策本部間のバックアップ通信の支援

(8) 人員・物資の緊急輸送

緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合、救急患者・医師・その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

(9) 炊出し及び給水の支援

被災者に対する炊飯、給食・給水及び入浴の支援（緊急を要し、他に適当な手段がない場合。）

(10) 宿泊施設

被災者に対する宿泊支援（緊急を要し、他に適当な手段がない場合。）

(11) 危険物等の保安・除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等の保安措置及び除去

(12) 林野火災の空中消火及び地上消火

消火剤の運搬・投下による延焼防止（ただし、原則として防禦活動が困難なとき及び人命の危険・人家等への延焼、その他重大な事態を避けるため必要であり、ま

た空中消火活動上のヘリポート等が確保できる場合に限る。)

3 派遣要請の手続き

(1) 派遣要請依頼

市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電信・電話等によって依頼し、事後速やかに文書を提出することとする。

また、緊急避難・人命救助の場合で、通信の途絶等事態が緊迫し知事に要請するいとまがない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定により直接陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊長(0887-55-3171)に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行う。

ア 災害の状況及び派遣を要する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する人員・車両・船艇・航空機その他装備の概数

エ 派遣を希望する区域及び活動内容

(2) 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣の目的が達成されたとき、またはその必要がなくなったときは、速やかに知事に対して文書をもって撤収要請を行う。

ア 災害の終末又は推移の状況

イ 撤収を要請する部隊・人員・船艇・航空機等の概数

ウ 撤収日時

エ その他必要事項

(3) 要請を待たないで行う災害派遣(自主派遣)等

ア 自衛隊は、震度5強以上の地震発生の際、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達することとする。

状況から、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣するものとする。

この場合においても、出来る限り早急に知事と連絡を取ることとする。

イ 自主派遣の基準は次のとおりとする。

(ア) 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき

(イ) 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき

(ウ) 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき

(エ) その他上記に準じ、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

4 派遣部隊の受入れ体制の整備

(1) 市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧期間と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置する。

(2) 市長は、自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては次の事項に留意するとともに、あらかじめ計画を立て活動の円滑化を図る。

ア 派遣部隊の宿泊施設・野営施設その他必要な諸施設等の準備

- イ 派遣部隊の活動に対する協力
- ウ 派遣部隊と県及び市の連絡調整

5 使用資機材の準備及び経費の負担区分

- (1) 自衛隊の負担する経費は、派遣部隊等の給食・装備器材・被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費とする。
- (2) 市の負担する経費は、災害予防・災害応急対策・災害復旧等に必要な資材費並びに派遣部隊の駐留に必要な施設の借上等に伴う借上料・損料・電気水道料及び通信費等とする。

6 災害救助のための無償貸付及び譲与

(1) 無償貸付

災害の応急復旧のため緊急に必要な場合、自衛隊は災害救助法による救助を受けられるまでの期間、又は災害救助のために必要な期間（3ヶ月以内）に限り、応急復旧のため特に必要な物品を貸付けることができる。

(2) 譲与

被害者が都合により市等から援助が受けられない場合で、緊急を要するときは食料品・飲料水・医薬品及び衛生材料・消毒用剤・燃料その他応急援助のため特に必要な品物を譲与することができる。

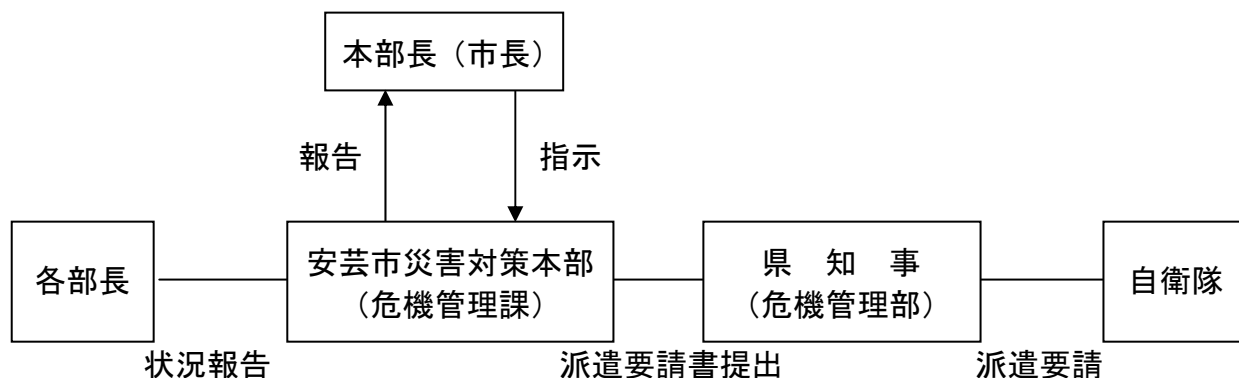
7 災害派遣期間における権限

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条、第64条、第65条及び第76条の3第3項の規定に基づく権限を有する。

8 災害対策用臨時ヘリポート

市長及び知事は、予め選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知する。

【要請系統図】



第32節 災害救助法の適用

市域内における災害が「災害救助法の適用基準〔災害救助法施行令第1条の規定に基づく〕」のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合で、かつ被災者が現に同法第23条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちにその旨を知事に報告、この法律による救助の実施を要請する。

1 適用基準

- (1) 市域にある住家が、全壊（焼）、流失等によって滅失した世帯数が、50世帯以上のとき。
- (2) 高知県下の滅失住家の世帯数が、1,000世帯以上に達した場合で、本市の滅失住家の世帯数が25世帯以上に達したとき。
- (3) 高知県下の滅失住家の世帯数が、5,000世帯以上に達した場合で、本市の世帯の住家が多数滅失したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

ア 世帯の数の算定〔災害救助法施行令 第1条②〕

住家の滅失した世帯とは、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準にし、半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。

住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

2 災害救助法の適用手続き

- (1) 市域における災害の程度が、適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮をうけるものとする。

3 救助の種類（災害救助法第23条）

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 遺体の搜索、収容及び埋葬
- (9) 障害物の除去

4 被害状況認定基準（別表8）